

水道の広域化

広域化による基盤強化に向けたご提案

● 水道の広域化と運営基盤強化

わが国の水道事業は、市町村経営を原則としてきた経緯もあり、2021年度は1,317の水道事業（経営主体）のうち全体の約90%が市町村（指定都市含む）による経営です。

表1 2021年度の水道事業の事業数

都道府県営	企業団営	市町村営	合計
25 (1.9%)	99 (7.5%)	1,193 (90.6%)	1,317 (100%)

出典：総務省「地方公営企業年鑑」

高度経済成長期は、都市化の進展による水需要の増加への対応のため、主として水源確保を目的とした広域化を進めてきましたが、現在は、水需要の減少による料金収入の減少や職員の高齢化に伴う技術の確保と継承が大きな課題となっており、水道事業の経営基盤や技術基盤の強化を図るための水道の広域化が期待されています。

厚生労働省の新水道ビジョンでは、連携形態にとらわれない多様な形態の広域連携を目指し、関係者による段階的な検討・連携を掲げています。

【水道法改正】

厚生労働省は、水道事業の基盤強化に関して、水道事業基盤強化方策検討会での検討、厚生科学審議会（水道事業の維持・向上に関する専門委員会）での議論を経て、2016年11月に「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」とする報告書を示しました。

これを踏まえ、2018年12月に水道法が改正され、これまでの広域的水道整備計画に代わり、都道府県はその対象となる区域を定め「水道基盤強化計画」を策定できるようになりました。さらに、都道府県は、市町村の区域を越えた広域的な水道事業者等の連携推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会を組織することが可能となりました。

このように、改正された水道法では施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進方策が強化され、それにより料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待されます。

総務省も公営企業の効率化・経営健全化の取組みとして、広域化を推進しています。

【公営企業の経営に当たっての留意事項について】

公営企業における経営基盤の強化、経営効率化の推進、地域住民に対するサービス水準の向上等を図る観点から、**地域の実情に応じ、事業の広域化や統合等の推進について取り組むこと。**

具体的には、企業団、一部事務組合等の設置、事務の委託等による共同処理方式等の手法の導入について積極的に検討するほか、「連携中枢都市圏※」をはじめ、「連携協約」に基づく地方公共団体間の連携や、「**定住自立圏**」等の広域連携手法の活用等、近隣の事業主体との間で機能の重複・競合を避け、相互に適切な機能分担が図られる形での連携強化の推進について検討すること。

2014年8月29日付総務省通知を加工して作成

※通知文では「地方中枢拠点都市圏」であるが、省庁により地域圏の概念の呼称が異なっていたため、2014年12月の閣議決定で「連携中枢都市圏」に統一した。

【水道広域化推進プランの策定】

また、総務省は、厚生労働省とともに2019年1月に、水道事業の持続的な経営を確保していくためには中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要があるとして、「『水道広域化推進プラン』の策定について」とする通知を发出了しました。

策定は2022年度（令和4年度）末とされましたが、2023年5月時点で47都道府県（一部策定中）のプランが策定されました。当社は19府県（協力企業としての関与含む）のプラン策定に関わりました。

【財政支援】

厚生労働省では、「生活基盤施設耐震化等交付金」として、水道事業運営基盤強化推進等事業（水道事業の広域化に関する事業）が交付金の対象となっています。

また、広域化に係る地方財政措置も拡充されています。

● 広域化のメリットと形態

水道事業の広域化は、地域全体で見ると、ヒト、モノ、カネの3つの観点で以下のメリットがあります。

表2 水道の広域化のメリット

	メリット
ヒト (人材)	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務の共同処理による組織のスリム化 ● 専門的な知識をもつ職員の確保
モノ (施設)	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設規模の拡大によるスケールメリット ● 施設の統廃合による、二重投資の回避 ● 弾力的な水運用による危機管理能力の向上
カネ (資金)	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営規模の拡大による資金の弾力的な運用 ● 地域全体における費用の縮減 ● 国の交付金・交付税等の活用

広域化・広域連携のメリットを享受するために様々な形態があります(表3)。

● 広域化(経営統合)推進のポイント

広域化(経営統合)推進のポイントは次の点と考えます。

- 構想から事業統合に長期間を要する
- 丁寧な議論による合意形成が必要
- 効率性より持続性の視点が重要

例えば、ある地域では以下のとおり、構想から事業統合まで5年以上要しており、関係市町村間の調整、首長・議会レベルでの調整、実務レベルの調整等、様々な検討・協議の積み重ねが必要です。

1年目	: 事業統合の構想(効果、ロードマップ)
2年目	: 広域検討研究会設置、統合協定準備(議会説明等)
3年目	: 事業統合協議会設置、統合協定書締結
4~5年目	: 企業団(経営主体)設立準備室の設置、法的手続き、認可申請、規約・条例素案、部門別WG設置
6年目	: 企業団(経営主体)設立、統合水道事業開始

表3 広域連携の形態

広域連携の形態	内容	事例
事業統合	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営主体も事業も一つに統合された形態 (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている) 	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業を統合：H30.4~)
経営の一体化	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態 (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる) 	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が13市町村の水道事業を経営：H29.4~順次拡大)
業務の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理の共同実施・共同委託(水質検査や施設管理等) ● 総務系事務の共同実施、共同委託 	神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4~)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設の共同設置・共用 (取水場、浄水場、水質試験センターなど) ● 緊急時連絡管の接続 	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設：H24.4~)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等 	多数

出典：厚生労働省「令和4年度全国水道関係担当者会議資料」

● 当社の広域化関連業務実績

(19の府県における水道広域化推進プランの策定委託を受注)

- 九十九里地域末端給水事業体統合形態別基本計画(素案)策定業務委託(山武郡市広域水道企業団、2021年度受注)
- 印旛地域末端給水事業体統合広域化検討業務委託(印旛郡市広域市町村圏事務組合、2019年度受注)
- 福井県水道経営基盤強化支援業務(福井県、2020~2023年の各年度受注)
- 水道事業及び水道用水供給事業の統合に係る検討委託(大阪広域水道企業団、2022年度受注)
- 大阪府水道基盤強化計画の策定に係る調査業務(大阪府、2022年度受注)
- 水道広域連携市町サポート業務委託(広島県企業局、2020年度受注)
- 高知県水道広域支援組織検討委託業務(高知県、2022年度受注)



お問合せ先 本社・東京支所 〒163-1122 東京都新宿区西新宿6-22-1(新宿スクエアタワー)
コンサルティング本部水道事業部
TEL:03-5323-6230 FAX:03-5323-6483

